

月ツキ 數月スヅメ

〔倭訓栞前編十六〕つき 月は盡るの義をもて名とす、西土の書に、以明一盡爲一月といへり、〔眞曆考〕またかの空なる月による月と、年の來經とを去ひてひとつに合すわざなどもなくて、ただ天地のあるがまゝにてなむ有ける。

此二方を曆に一つに合せたるは、いと宜しきに似たれども、まことは天地のありかたにはあらず、もし去か一つなるべきことわりなりせば、もとよりおのづからひとつなるべきに、さはあらず、おくれさきだち行たがふは、必別事にて有ぬべきことわりあることなるべし。○中略

これぞこの天地のはじめの時に、皇祖神の造らして、萬の國に授けおき給へる、天地のおのづからの曆にして、もろこしの國などのごと、人の巧みて作れるにあらざれば、八百萬千萬年を経ゆけども、いさゝかもたがふふしなく、あらたむるいたづきもなき、たふときめでたき眞の曆には有ける。○中略 然有けるをや、くだりて、もろこしの國書わたりまうで來て後に、かの國のさだめにならひてぞ、一とせを十二月とはして、その月次を四時にくばりついで、

もろこしの十二月は、天の月による月をもて定めたるを、皇國にてそのかみさだまりしは、猶もとよりのまゝに、年のめぐりに去たがひて、曆の節氣と同じかりき、むつき、きさらぎなどと、その月々の名をも定められたりける、

すべてこれを月と名づけられたるも、ともにかの國のにならへるか、又こゝにも、本よりかの天の月による月といふ事の有つれば、その名をとれるにも有べし、萬葉集にむ月たつとよめるなど、月に立といふも、こゝの詞なり、

此時よりぞ、春某月、秋某月などと、月の名をあげ、又それを季へかけていふことなどもはじまりける、さて此月々の名ども、古事記、書紀などの歌には、一つも見えたるはなければ、そはおのづか